特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三木市は、児童手当に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

兵庫県三木市長

公表日

令和7年1月30日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル					
①事務の名称	児童手当に関する事務				
②事務の概要	三木市は、児童手当法(昭和46年法律第73号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 住民からの児童手当認定請求書等の届出により、18歳到達後最初の3月31日までの児童を監護し、その児童と生計を同じくする父母等に対して、児童手当を支給する。支給要件確認等にあたっては、所得				
	要件の確認を行い、認定される者に対して認定通知書を作成し通知する。また、年に一回、児童手当現況届により、所得要件を確認し、継続認定の可否を確認する。番号法の第19条第8号に基づいて、三木市は、児童手当に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。マイナポータルのサービス検索及び電子申請機能による申請の受領並びにお知らせ機能による通知を行う。				
③システムの名称	1. 児童手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請システム(マイナポータル)及び申請管理システム				
2. 特定個人情報ファイル					
(1)児童手当給付ファイル					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・番号法第9条第1項 別表の81の項				
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢>				
②法令上の根拠	(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項 (42、125、141、161の項)				
	(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であって第108条で定めるもの」が含まれる項(106の項) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であって第109条で定めるもの」が含まれる項(107の項)				
5. 評価実施機関における	5担当部署				
①部署	三木市 健康福祉部 子育て支援課				
②所属長の役職名	子育て支援課長				
6. 他の評価実施機関					

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

〒673-0492

三木市役所 総合政策部 企画政策課 文書 統計係

住所:兵庫県三木市上の丸町10番30号 電話:0794-82-2000 ファックス:0794-82-9755

E-mail:kikakuseisaku@city.miki.lg.jp

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

〒673-0492

三木市役所 健康福祉部 子育て支援課 児童福祉係 住所: 兵庫県三木市上の丸町10番30号

電話:0794-82-2000 ファックス:0794-82-5500

E-mail:kosodate@city.miki.lg.jp

9. 規則第9条第2項の適用

]適用した

適用した理由

請求先

連絡先

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	7年1月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和7年1月1日 時点					
3. 重大事	故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類					
[基礎	項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。						
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)						
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		0]]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	ਂ (委託や情報提供ネットワ	一クシステムを通し	た提供を除く。) [〇]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	1]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 人手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、児童手当事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄				
9. 監査					
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査				
10. 従業者に対する教育・	啓発				
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>				
11. 最も優先度が高いと表	・ けえられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する				
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、児童手当事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄				

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明